○国土交通省告示第千四百三十一号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するとともに、同法第六条第一項の規定により、当該土地において、平成二十九年度から砂防設備工事を施行するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条及び第四条第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十八年十二月二十一日

国土交通大臣　石井　啓一

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

清山川

二　砂防法第二条の土地の表示

鳥取県西伯郡伯耆町丸山字上原一八〇三番地二八六地内二等三角点経塚を基準点とし、次に掲げる土地に存する標柱一号から十三号までを順次結んだ線、標柱十三号と十四号を平成二十三年国土交通省告示第八十六号で指定した同号一に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線、標柱十四号から二十四号までを順次結んだ線及び標柱一号と二十四号を結んだ線に囲まれた土地の区域（昭和三十一年建設省告示第三百三十九号で指定した土地の区域を除く。）

基準点から二四三度五七分五四秒　四八六六・三七六メートルの地点　一号

標柱一号から三八度三〇分〇〇秒　六四・二〇六メートルの地点　二号

標柱二号から八二度二分五五秒　九〇・七六八メートルの地点　三号

標柱三号から九八度二八分一一秒　五九・九四四メートルの地点　四号

標柱四号から六七度二〇分一七秒　一六二・八四七メートルの地点　五号

標柱五号から七〇度二八分一七秒　一九二・六一七メートルの地点　六号

標柱六号から八四度一三分九秒　九七・二四五メートルの地点　七号

標柱七号から一三三度五五分五八秒　一五二・三〇五メートルの地点　八号

標柱八号から一五六度五二分四一秒　六六・三一七メートルの地点　九号

標柱九号から六一度四九分一五秒　五三・九一四メートルの地点　十号

標柱十号から三五〇度二九分三七秒　一九・九〇八メートルの地点　十一号

標柱十一号から四三度五四分三八秒　二六・四〇五メートルの地点　十二号

標柱十二号から一四〇度四〇分五〇秒　四二・二一九メートルの地点　十三号

標柱十三号から二〇八度七分五四秒　一〇九・四二七メートルの地点　十四号

標柱十四号から二六三度三五分一一秒　六七・〇一五メートルの地点　十五号

標柱十五号から三一二度四七分五四秒　一七〇・四三八メートルの地点　十六号

標柱十六号から二七八度一分三一秒　五五・六一二メートルの地点　十七号

標柱十七号から二四二度四九分一〇秒　九二・七六四メートルの地点　十八号

標柱十八号から二六三度八分五六秒　一〇七・六一三メートルの地点　十九号

標柱十九号から二八度四二分二三秒　一一三・一一五メートルの地点　二十号

標柱二十号から二六一度五八分三二秒　一七四・八九二メートルの地点　二十一号

標柱二十一号から二一七度二八分二三秒　三三・六八四メートルの地点　二十二号

標柱二十二号から二六六度八分三六秒　一九・六二五メートルの地点　二十三号

標柱二十三号から三二八度四八分二〇秒　九〇・四七一メートルの地点　二十四号

型式承認番号	物件の名称	物件の型式	製造者の名称	型式変更の内容	
第4897号	航海用レーダー	ＪＭＡ－9122－6 ＸＡ	日本無線株式会社	変調回路に保護回路を追加	第4904号
〃	〃	ＪＭＡ－9132－Ｓ ＡＡ	〃	〃	第4898号
〃	〃	ＪＭＡ－5322－6 ＨＳ	〃	〃	第4905号
〃	〃	ＪＭＡ－5322－7 ＸＡ	〃	〃	第4907号
〃	〃	ＪＭＡ－5322－9 ＸＡ	〃	〃	第4908号
〃	〃	ＪＭＡ－5332－12 ＸＡ	〃	〃	第4909号
〃	〃	ＪＭＡ－7122－6 ＸＡ	〃	〃	第4910号
〃	〃	ＪＭＡ－7132－Ｓ ＡＡ	〃	〃	第4915号
〃	〃	ＪＭＡ－5222－7 ＸＡ	〃	〃	第4916号
〃	〃	ＪＭＡ－7122－9 ＸＡ	〃	〃	第4917号
〃	〃	ＪＭＡ－9122－9 ＸＡ	〃	〃	第4925号
〃	〃	ＪＭＡ－9123－7 ＸＡ	〃	〃	第4926号
〃	〃	ＪＭＡ－9123－9 ＸＡ	〃	〃	第4927号
〃	〃	ＪＭＡ－9133－Ｓ Ａ	〃	〃	第4928号
〃	〃	ＪＭＡ－923Ｂ－7ＸＡ	〃	〃	第4929号
〃	〃	ＪＭＡ－923Ｂ－9ＸＡ	〃	〃	第4930号
〃	〃	ＪＭＡ－933Ｂ－ＳＡ	〃	〃	第4939号
〃	〃	ＪＭＡ－5222－9 ＸＡ	〃	〃	第4940号
〃	〃	ＪＭＡ－922Ｂ－6ＸＡ	〃	〃	第4941号
〃	〃	ＪＭＡ－922Ｂ－9ＸＡ	〃	〃	第4942号
〃	〃	ＪＭＡ－932Ｂ－ＳＡ	〃	〃	第5311号
〃	〃	ＪＭＲ－7225－6 Ｘ	〃	〃	第5312号
〃	〃	ＪＭＲ－7225－9 Ｘ	〃	〃	第5313号
〃	〃	ＪＭＲ－7230－Ｓ	〃	〃	第5314号
〃	〃	ＪＭＲ－9225－6 Ｘ	〃	〃	第5315号
〃	〃	ＪＭＲ－9225－9 Ｘ	〃	〃	第5316号
〃	〃	ＪＭＲ－9230－Ｓ	〃	〃	第5321号
〃	〃	ＪＭＲ－9230－Ｓ 3	〃	〃	第5322号
〃	〃	ＪＭＲ－9225－7 Ｘ3	〃	〃	第5323号
〃	〃	ＪＭＲ－9225－9 Ｘ3	〃	〃	

○国土交通省告示第千四百三十二号

船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）第八条の規定に基づき、平成二十八年十二月八日付けをもって次のように型式の変更を承認したので、同規則第十二条の規定に基づき、告示する。

平成二十八年十二月二十一日

国土交通大臣　石井　啓一